

令和5年8月29日付け県公報第445号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
御殿場市
- 2 作業の種類  
公共測量（撮影・写真地図作成）
- 3 作業期間  
変更前 令和5年12月1日から令和6年3月20日まで  
変更後 令和5年12月1日から令和6年3月19日まで
- 4 作業地域  
御殿場市都市計画区域（114.23平方キロメートル）